

SAMPLE

特集レポート No. 041

MVNOのビジネスモデルと競争戦略

Strictly Confidential

 Info Mart Corporation

2017年 6月28日

はじめに

- 移动通信(携帯電話)の市場において、MVNO(Mobile Virtual Network Operator : 仮想移動体通信事業者)が徐々に勢力を伸ばしている
- 一般には「格安スマホ」として認知されることが多いMVNOだが、国内ではスマホ普及以前から存在しており、海外でも一定の勢力を持つプレイヤーが存在している
- 本レポートでは、国内のMVNOビジネスの位置づけを確認し、他の類似ビジネスとの比較を試みながら、MVNOのあるべき競争戦略の方向性について考察する

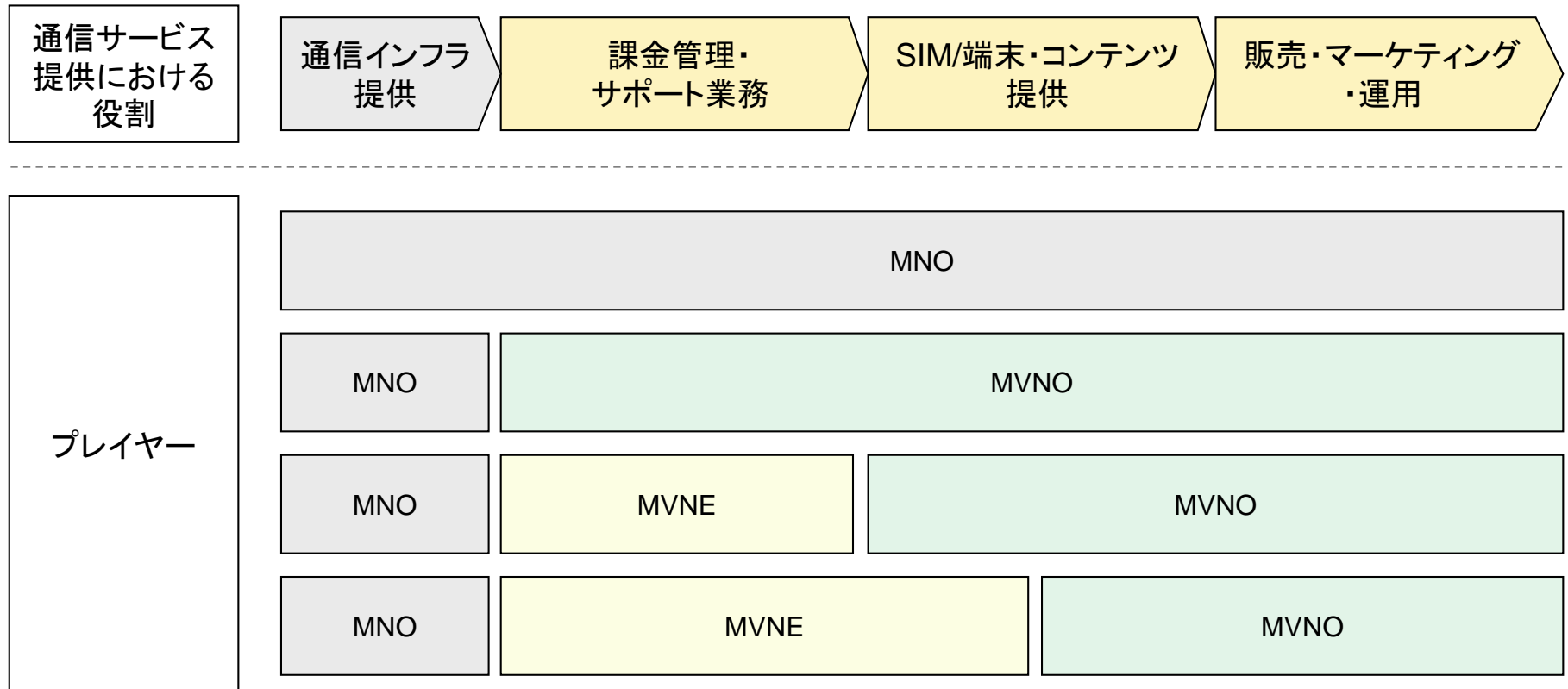
本資料の流れ



- I. MVNOの概要
- II. MVNO事業者の参入事例
- III. 類似ビジネスとの比較と競争戦略の方向性

MVNOの位置づけ

- MNO(Mobile Network Operator: 大手3社)の保有する通信インフラに、各種のサービスをバンドルして利用者に販売
- MVNE(Mobile Virtual Network Enabler: 移動体仮想サービス提供事業者)が間に入るケースもある

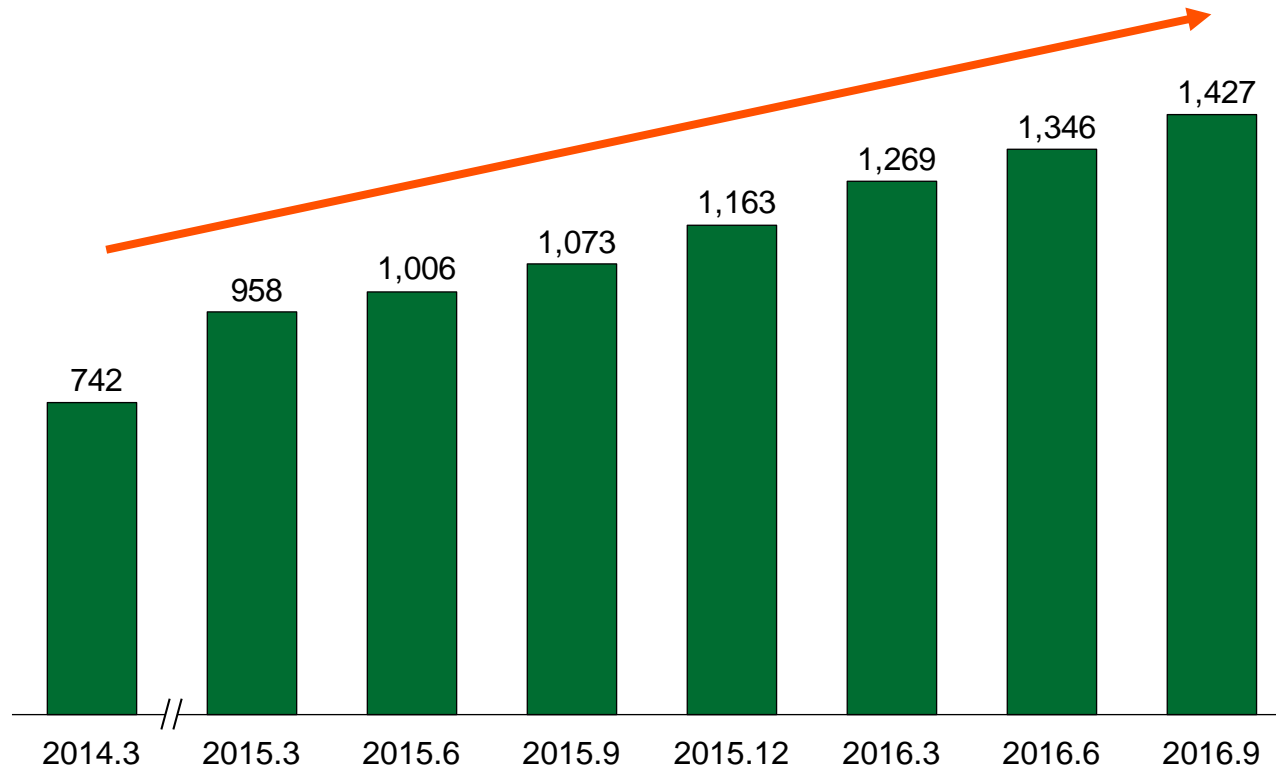


MVNO契約数の推移

- MVNOの契約数は順調に増加を続けている
 - 2016年9月時点の契約数は1,427万契約

MVNO(携帯電話・PHS・BWA*)の契約数の推移

(単位: 万契約)



* BWA(Broadband Wireless Access)

出所: 総務省「電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データの公表(平成28年度第2四半期(9月末))」

MVNOに対する総務省のスタンス

- 総務省はMVNOの活性化を積極的に後押し
 - 「国内の携帯電話料金が大手3社の寡占によって高止まりしている」との指摘を受けていることが背景

法令・ガイドライン	概要	適用時期
端末価格と通信料金の分離と販売奨励金の段階的廃止	・既存ユーザーと新規ユーザーの価格負担の不公平感是正のため、端末を原則的に値引きなしで販売	2007年6月
SIMロック解除義務化	・端末購入後180日経過以降、SIMロックが解除可能に	2015年5月
スマートフォンの端末購入補助の適正化に関するガイドライン	・スマートフォンの実質0円等、極端な割引施策の規制	2016年4月
電気通信事業法等の一部を改正する法律	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者などへの丁寧な説明の義務付け ・2年縛りなどの自動更新の自動通知義務 ・通信サービスの料金内訳や支払い時期などの書面記載の義務付け ・複雑な料金制度の図解義務付け ・有料オプションサービスに対する名称や料金、解除条件の義務付け ・初期契約解除制度の導入 	2016年5月
SIMロック解除の円滑な実施に関するガイドライン	<ol style="list-style-type: none"> ① 端末購入からSIMロック解除が可能となるまでの期間短縮 ② 契約時、原則SIMロック解除(の条件・手続きの説明義務化) ③ MVNO向けのSIMロックの廃止 	<ol style="list-style-type: none"> ①2017年8月 ②2017年5月 ③2017年8月
スマートフォンの端末購入補助の適正化に関するガイドライン改正(モバイルサービスの提供条件・端末に関する指針)	<ol style="list-style-type: none"> ① フィーチャーフォンからスマートフォンへの、MNP移行に対する過度な割引(実質0円)とならない範囲での移行促進を容認 ② 週末実質ゼロ円販売の禁止 ③ 下取りによる実質ゼロ円販売の禁止 	<ol style="list-style-type: none"> ①2017年2月 ②2017年2月 ③2017年6月

SAMPLE版はここまでです。

続きは、業界チャンネル 特集レポート にてご覧ください。

特集レポート一覧はこちら ▶

“業界チャンネル 特集レポート”とは、

経営コンサルタントの目線で特に伸びているビジネスに注目して分析。
その成功の鍵や今後に言及し、「打ち手」を導出します。

